

令和4年9月8日

会員の皆様

桃井第三小学校 PTA
会 長 郡司達也
選挙管理委員長 秋山 薫

PTA 役員選挙日程ならびに候補除外意思表示受付のお知らせ

令和5年度桃井第三小学校 PTA 役員を選出を下記の通り行います。役員を選出は、PTA 規約第10条により別途定められた役員選挙規定に則り行います。

記

| | | |
|------|----------|-------------------------|
| 令和4年 | 9月12～16日 | 役員選挙規定第4項による除外意思の申出受付 |
| | 9月30日 | 投票用紙配布 |
| | 10月6・7日 | 投票用紙回収 |
| | 10月20日 | 候補者一覧のご案内 |
| | 11月～12月 | 互選会 |
| 令和5年 | 2月 | 運営委員会において新役員及び会計監査選出の報告 |
| | 3月 | PTA 総会において承認 |

以上

役員を選出に先立ち、役員選挙規定第4項に基づく候補除外意思の申し出を受け付けます。なお、投票表紙には、除外意思の申出をされた方を含め役員選出の候補となる会員全員のお名前を記載します。除外意思の申出をされた方は、その旨明記致します。

役員選挙規定第4項に基づく候補除外意思をお持ちの方は、次頁のQRコードより9月12～16日の期間内に申し出いただくようお願いします。

●投票用紙イメージ

全校（自分の学年を含む）から5名を選び、投票欄に○を記入してください。5名以上に○を記入すると無効となります。

| 候補除外の申出 | 会員氏名 | 児童氏名 | 投票 |
|---------|------|------|----|
| | 桃井花子 | 桃井三郎 | ○ |
| ✓ | 杉並太郎 | 杉並桃子 | |
| | 荻窪次郎 | 荻窪幸子 | |
| | ... | ... | |

●PTA 規約

PTA 規約

第 10 条 本会の役員は、別に定める選挙規定により選出された候補者について、3月に開催される総会が決定する。

役員選挙規定

規約第 10 条による役員選挙規定を以下の通り定める。

1. 各学年 1 名、教職員 2 名、計 8 名で選挙管理委員会を構成する。
2. 選出される役員はすべて保護者会員でなければならない。(6 年、選挙管理委員、部会以外の委員 1 年目の方(任期 2 年)、及び原則として 1 学期終業式以降転入の会員を除く)
選挙により各学年から 5 名以上、全校より 5 名以上の役員候補者を選出する。
・選挙の前に選挙管理委員会主催の元、懇談会を行う。
3. 選挙管理委員会は前項 2 で選出された役員候補者名を会員に通知する。
4. 過去に通算 1 年役員の経験のある者から申し出があれば、役員候補者よりはらずすることができる。
5. 選挙管理委員会は、役員候補者全員による互選会を設けます。
役員候補者は、互選会において、役員 7 名(会長 1 名、副会長 2 名、庶務理事 2 名、会計理事 2 名)を互選する。
なお、教職員をもって当副会長 2 名は副校長とし、同じく庶務理事 1 名、会計理事 1 名は学校の推薦による。
6. 前項 5 により選出された役員候補者は、総会の承認・認証を受けて正式に決定する。

※令和 5 年度役員選出につきましては、令和 4 年 7 月 15 日の運営委員会で、役員 7 名～10 名で承認されました。つきましては、令和 5 年度役員のうち保護者会員選出は、会長 1 名、副会長 4 名、庶務理事 3 名、会計理事 2 名の計 10 名を選出する予定。

●第 4 項に基づく候補除外意思の申し出の受付

受付期間：9 月 12～16 日

下記 QR コードから申し出をお願い致します。除外意思をお申し出いただく方も、除外意思申出の有無を明記のうえ、投票用紙の候補者一覧に掲載します。



学校をささえ、子どもを守る